

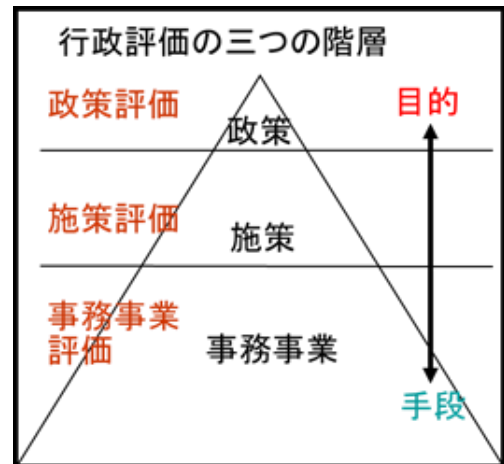
令和6年度行政評価（事務事業評価）について

1 行政評価（事務事業評価）とは

行政評価とは、行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させるものです。

西東京市では、行政評価の階層を、政策評価、施策評価、事務事業評価の三つに分類しています。これらの階層は、政策→施策、施策→事務事業がそれぞれ目的→手段という関係にあり、上位の目的を実現するための手段として位置付けられています。

第3次総合計画の前期期間（令和6年度～令和10年度）においては、施策評価と事務事業評価を隔年で実施することとしており、事務事業評価では、行財政改革推進委員会による外部評価を導入しています。



・ 行政評価スケジュール（令和6年度から令和10年度まで）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事務事業評価	○	—	○	—	○
施策評価	—	○	—	○	—

2 令和6年度事務事業評価

(1) スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業選定	一次評価	二次評価	外部評価 パブリックコメント 市民説明会	外部評価	外部評価	行革本部評価	行革本部評価	行革本部評価	行革本部評価	行革本部評価	行革本部評価

(2) 対象事業

ア 第5次行財政改革大綱における行政評価

第5次行財政改革大綱では、適正な行政資源の配分を目的に、アクションプランの実施項目の一つとして「行政評価の効果的な運用」を掲げています。

また、実施期間（令和6年度から令和15年度の10年間）中に、「予算の概要」に記載されている予算事業（令和6年度予算ベース：485事業）のうち、各種審議会費や職員人件費等、事務事業評価に適さない事業、他課の実行計画等において管理する事業等を除いた事業（約330事業）を一巡することを目標としています。

イ 事業選定の基本的な考え方

今年度は、評価結果の着実な予算への反映、事務事業の改善、職員の負担軽減といった視点を基本として以下の要件で選定します。なお、地方公会計制度の活用については、引き続きの検討課題とします。

また、各年度の選定に当たっては、総事業数に占める各部の所掌事業数の割合に留意しつつ、近年の執行率やサービス利用状況等の動向を踏まえ、事業の改善・見直しを図るニーズが高いものを中心に選出します。

⇒今年度の評価対象事業は【資料 2-2】のとおり。

・ 事業選定の視点

対象項目	具体的な対象要件
令和 3 年度 新規事業 →対象 5 事業	令和 3 年度予算の概要で示した主な事業における新規事業のうち、以下の事業を除いたもの。 ① すでに完了・休止・廃止等になっている事業 ② 国都補助事業（決算で充当された事業を除く） ③ 法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上評価が困難であると考えられる事業
過去評価事業 に対する再評価 →対象 8 事業	これまでに評価しているもののうち、事業費の推移、社会情勢の変化、業務効率などの視点から改めて評価を実施する必要があると思われる事業
経常事業 →対象 12 事業	事業所管課等において課題や改善の余地があると認識している事業で、事務事業評価を行うことにより改善・見直しに繋がると考えられる事業
補助金・負担 金事業 →対象 5 事業	補助金・負担金のうち以下の事業を除いたものから選定する。 ①国都補助事業（決算で充当された事業を除く） ②法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上評価が困難であると考えられる事業

(3) 外部評価

ア 対象事業

外部評価の対象とする事業の選定は、次の基準のいずれかに該当する事業の中から 3 事業（群）程度を選定して実施する。

- ① 二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③ 一般財源負担が 1 千万円以上である事業
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤ 目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

イ 外部評価の視点

視点	ポイント
○事業実施の意義 ～なぜ、事業を実施するのか～	・事業の目的に妥当性はあるか ・課題に対応した事業か ・事業の必要性は高いものか、変化していないか
○事業の内容・手法 ～どのように事業を実施すべきなのか～	・事業規模は見直す必要性はないか ・目的、目標の設定は妥当か ・他の事業への統合はできないか ・事業の効率化や、やり方を見直す必要性はないか ・事業実施主体は適切か
○事業の効果・課題 ～事業実施の効果は得られているのか～	・事業成果がどれくらい上がったのか ・設定した課題は解決できたのか ・事業を実施した結果として生じた新たな課題はないか ・今後の課題は何か

ウ 評価結果の取扱い

行財政改革推進本部評価において、重要な判断材料とします。

(4) 市民参加手続

二次評価まで終了した時点での中間評価の結果について、市民説明会及び市民意見提出手続（パブリックコメント）を次のとおり実施します。

ア 市民説明会

8月中旬に2回開催予定

イ 市民意見提出手続（パブリックコメント）

8月上旬から9月上旬までの約1か月間を予定

3 次年度以降の行政評価制度の検討

第5次行財政改革大綱アクションプランでは、「行政評価の効果的運用」を実施項目の一つに掲げており、令和6年度中に行政評価制度の見直しを行うこととしています。